

《被相続人がなくなってから相続税の申告・納付までの流れ》

相続税の申告・納付までの流れ

ステップ	具体的な内容	期限
1. 相続の発生	被相続人(故人)が亡くなり、相続の開始	発生日
2. 相続人の確定	戸籍謄本などを元に、法定相続人を確定	1ヶ月以内
3. 遺産の調査・評価	財産(不動産、預金、株式など)と負債の調査および評価を行う	3~4ヶ月以内
4. 遺産分割協議	相続人間で遺産分割方法を協議し、合意書を作成	4~5ヶ月以内
5. 相続税の申告準備	財産評価を基に相続税の申告書を作成	9ヶ月以内
6. 相続税の申告・納付	税務署へ申告書を提出し、相続税を納付	相続発生から10ヶ月以内

○具体的な流れ

1. 相続の発生 相続は、被相続人が亡くなった時点で開始されます。

・死亡届を役所に提出。(死亡の事実を知った日から7日以内)⇒死亡地又は本籍地、または届人の所在地の役所へ提出。(戸籍の整備)⇒これにより相続手続きの基盤が整う。なお、死亡届が提出されると、火葬(又は埋葬)許可証が発行される。

・通夜、葬儀、初7日と四十九日法要

・遺言書の有無確認⇒遺言書があったとしても勝手に開封はしてはいけない。(「加筆、改ざん等」後のトラブルの原因)

遺言書には3種類あり。⇒「自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言」

公証人に作成してもらった公正証書遺言と原本が法務局に保管されていた自筆証書遺言以外は、家庭裁判所で検認手続きを受ける必要がある。

2. 法定相続人の確定

- ・戸籍謄本などを用いて、法定相続人を確定
法定相続人が不明な場合や、認知されていない相続人がいる場合は、これを
確認することが重要。

3. 遺産の調査・評価

- ・被相続人が所有していた財産(不動産、預貯金、株式など)と負債(借金、未
払金など)を調査。→財産の評価は相続税の計算に直結するため、専門家に
依頼することも検討

- ・財産目録作成・・・被相続人にどの程度の遺産や債務があったかどうかを把握

- ・単純承認、限定承認もしくは、相続放棄するかを選択

- ・準確定申告・・・被相続人の亡くなった年の1月1日～亡くなった日までの所得⇒申告(申告期限＝亡くなったことを知った日の翌日から4か月以内)する必要がある。(被相続人が個人事業主、譲渡、一時、雑、不動産、給与等の所得があり、申告を必要とする場合)

4. 遺産分割協議

- ・相続人全員で遺産分割の協議を行い、遺産分割協議書を作成します。・・・
相続人全員の実印が押印された同協議書、印鑑証明書が必要。(遺言書があり問題等なければ原則、遺言書に従う。なお、遺言書もなく、また相続人間で
何ら取り決めもない場合は、民法による法定相続分で相続する。)

5. 相続税の申告準備⇒財産の評価に基づき相続税の申告書を作成。

6. 相続税の申告・納付 (納期限＝亡くなったことを知った日の翌日から10か月以内)

相続税申告書を納期限内に税務署に提出し、納付も納期限内に行います。
→期限を過ぎると延滞税や加算税が発生します。よって、期限内の手続きが重要
です。

なお、上記のほか、各相続財産について、名義変更の必要があります。

これらの手続きは煩雑で、専門知識を要するため、必要に応じて税理士や弁護士に相談することも検討してください。